

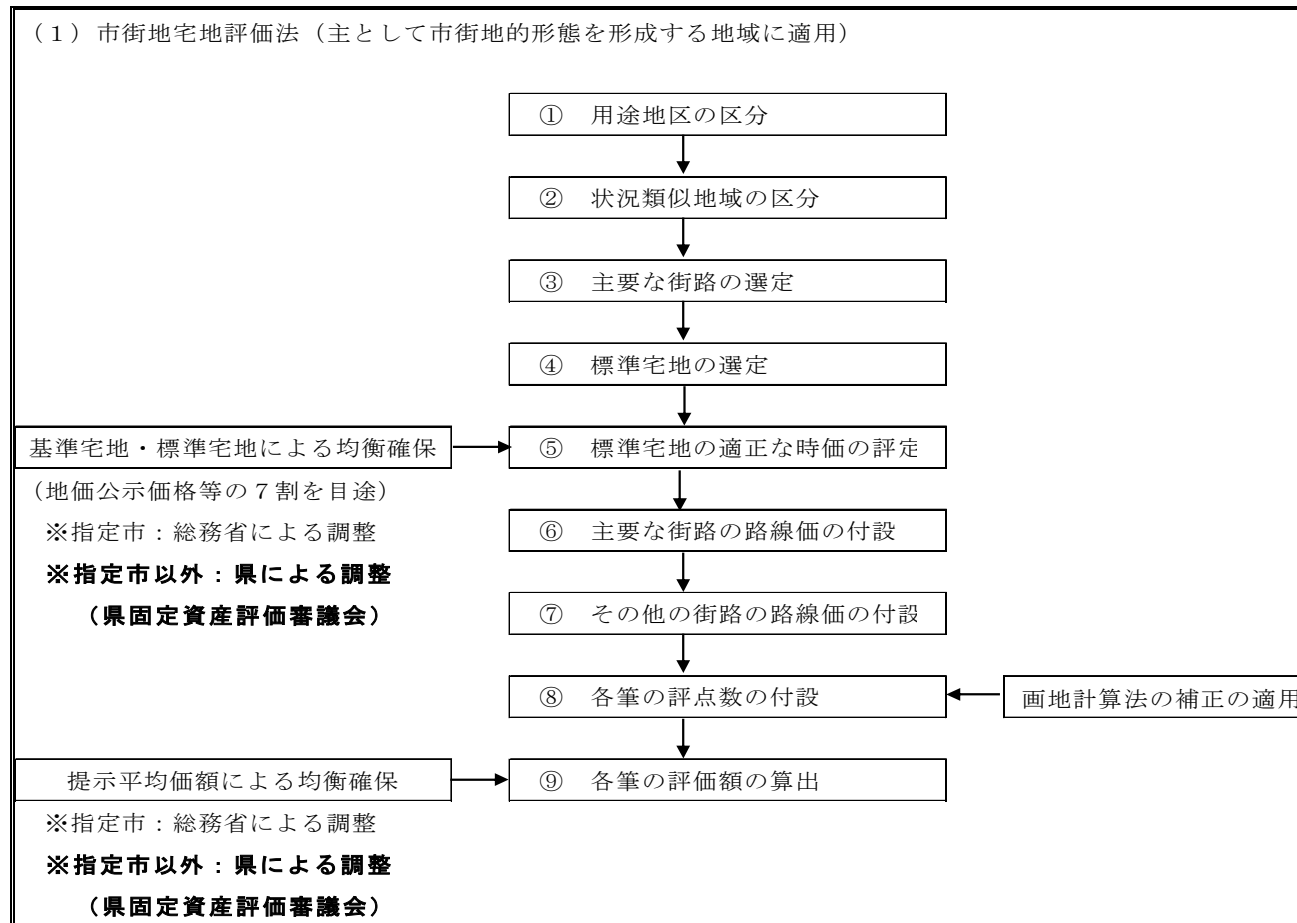
参考 固定資産(土地)の評価方法

1 宅地の評価

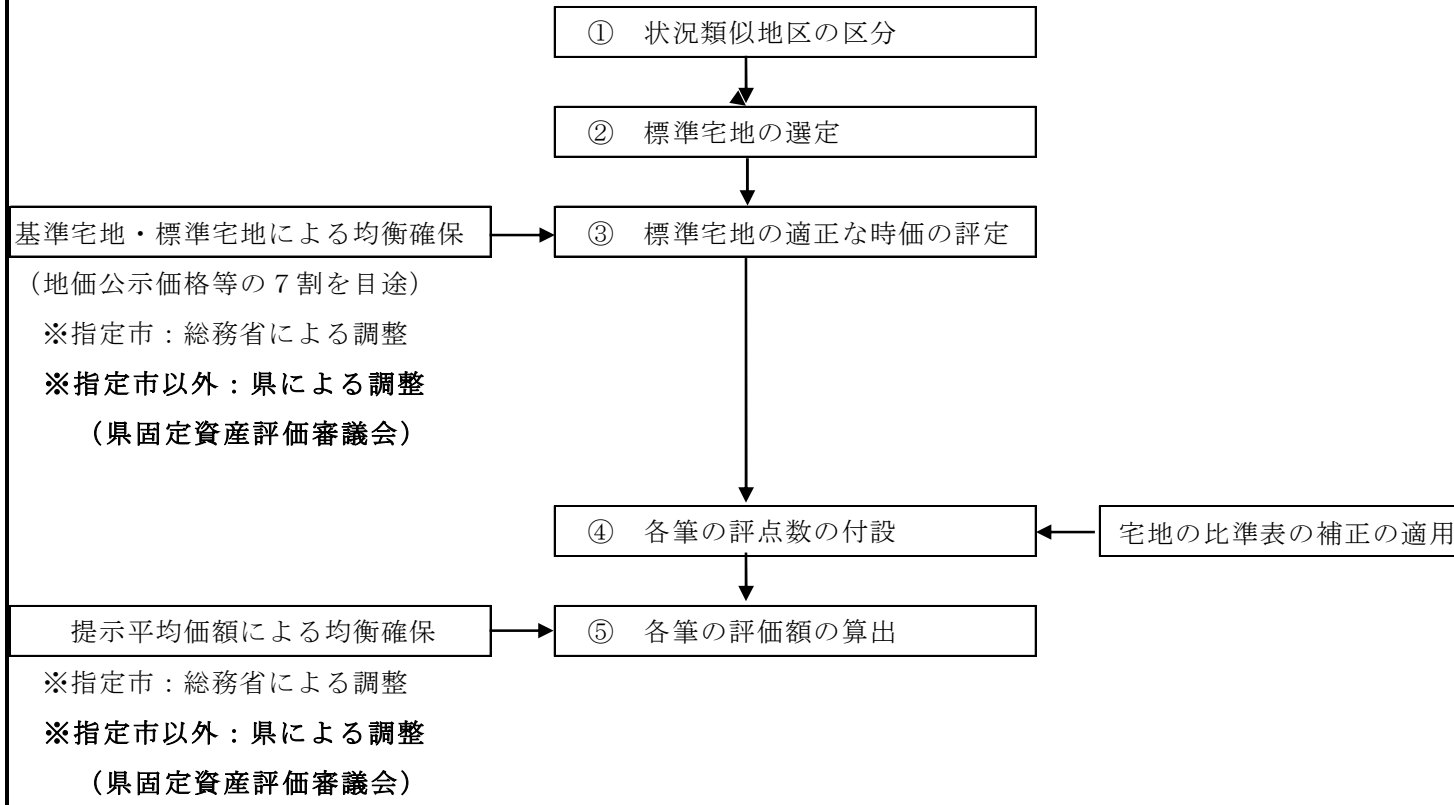
総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、市町村長が評定します。

宅地については、地価公示価格・鑑定評価額の7割を目途とすることで評価の均衡化・適正化が図られています。

宅地の評価方法は、評価基準では、「市街地宅地評価法」と「その他の宅地評価法」の方法が定められていますが、いずれも標準宅地の価格を基本として、これに比準して各筆の評価を評定するという広い意味での標準地比準方式です。



(2) その他の宅地評価法（主として市街地的形態を形成するに至らない地域に適用）



2 農地・山林の評価

総務大臣が告示する固定資産評価基準に基づき、売買実例価額に地価動向・精通者価格等を勘案しながら市町村長が評定します。これをもとに総務大臣・都道府県知事が調整を行い、評価の均衡化・適正化が図られています。

